

田野畑村新型インフルエンザ等対策行動計画 概要

< 村行動計画作成の目的 >

新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ及び新感染症）は、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されており、これらが発生した場合には、国全体の危機管理として対応する必要があるとあり、平成 25 年 4 月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行された。そこで、田野畑村においても特措法で規定された事項を加え、新型インフルエンザ等対策を、総合的に推進することを目的に村行動計画を作成した。

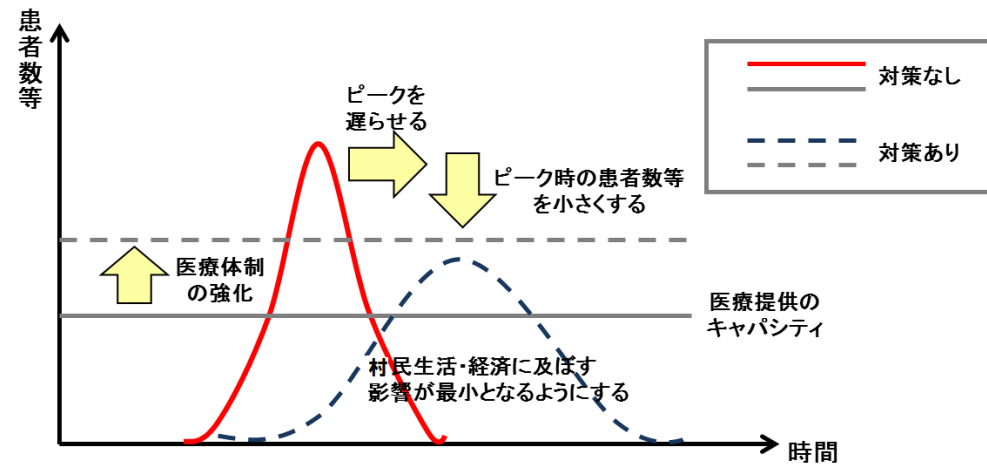
< 対策の目標・基本的な戦略 >

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する。
- ・ 村民生活及び村民経済に及ぼす影響が最少となるようにする。
- ※ 社会状況に応じて臨機応変に対応する。
- ※ 医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮。

< 対策実施上の留意点 >

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 危機管理としての特措法の性格
- (3) 関係機関相互の連携協力の確保
- (4) 記録の作成、保存

< 対策の効果 概念図 >



< 流行規模・被害想定（村内） >

- ・ 田野畑村 人口 3,750 人 (H25.11.30 現在)
- ・ 発病率 人口の約 25%
- ・ 医療機関受診患者数 約 740 人
- ・ 入院患者数（病原性：中等度の場合） 約 15 人
- ・ 死亡者数（病原性：中等度の場合） 約 5 人
- ・ 従業員の欠勤 最大約 40% (ピーク時の約 2 週間)

< 発生段階に応じた主な対策 >

	主な対策	未発生期	海外発生期	国内発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期	緊急事態宣言時
1 実施対策	・危機管理部門と公衆衛生部門を中心に全庁的な取り組み ・政府対策本部設置に合わせて、村対策本部を設置	・行動計画策定、見直し	(政府対策本部設置) ↓ 村対策本部設置				(政府対策本部廃止) ↓ 村対策本部廃止	村対策本部の設置 (特措法第34条)
2 情報収集・提供	・情報を収集・分析 ・村民、事業者への迅速な情報提供	・通常のサーベイランス	・サーベイランスを強化、患者等の全数把握			・重症化の傾向を把握	・通年のサーベイランス ・第1波終息発表	
3 まん延防止	・個人等における感染対策の実施 ・外出の自粛等	・対策の普及啓発 ・予防接種体制の検討	・水際対策	・感染予防策の呼びかけ		・不要不急の外出等の自粛の呼びかけ	・感染拡大防止策の解除	・外出自粛要請や使用制限の周知
4 予防接種	・特定接種 ・住民接種の実施		・特定接種への協力 ・住民接種(勧奨)の準備開始		・住民接種の実施			・住民接種
5 村民生活・経済の安定	・社会、経済機能の維持 ・要支援者への生活支援 ・埋火葬の円滑な実施	・業務継続計画の策定 ・必要な物資の備蓄	・業務継続計画に基づく感染対策、重要業務への重点化等の実施				・平常活動の回復	・要支援者への生活支援等

※ 予防接種の実施について

・ 特定接種

医療の提供、国民生活及び国民経済の安定を確保するために行う（特措法第 28 条）

< 基本的な接種順位 >

- ・ 医療関係者
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ・ 指定公共機関制度を中心とする基準によす事業者（介護服地事業者を含む）
- ・ それ以外の事業者

・ 住民接種

新型インフルエンザ等緊急事態宣言

行われている場合 → 臨時の予防接種（特措法第 46 条に基づく）

行われていない場合 → 新臨時接種（予防接種法第 6 条第 3 項に基づく）

< 対象者区分 >

- ・ 医学的ハイリスク者：基礎疾患を有する者、妊婦
- ・ 小児 (1 歳未満の小児の保護者、身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む)
- ・ 成人、若年者
- ・ 高齢者